

## 多賀城市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 記

#### 1 監査の対象及び実施日

対象団体	監査の範囲	監査実施日
社会福祉法人 多賀城市社会福祉協議会	・令和4年度分多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務 ・令和4年度社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会運営費補助金に係る事務	令和5年11月2日(木)
JM共同事業体	令和4年度分多賀城市文化センターの指定管理業務	令和5年11月8日(水)

#### 2 監査の着眼点

##### (1) 公の施設の指定管理に係る監査

令和4年度分の指定管理施設の効率的な運営及び安全管理並びに出納関係事務が、法令及び市との協定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

##### (2) 補助金交付団体に係る監査

補助の対象となっている事業が交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか並びに補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

#### 3 監査の結果 別紙のとおり

令和5年11月実施 公の施設の指定管理に係る監査及び補助金交付団体監査結果

対 象	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
監 査 の 範 囲	令和4年度分多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務
実 施 日	令和5年11月2日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 備品管理について 指定管理料を財源として購入した備品について、市の会計規則に基づく管理がされていなかった。</p> <p>(2) 修繕に係る市長への報告について 業務用給湯器の修繕について、仕様書に基づく市長への報告がないまま予算執行されていた。</p> <p>(3) 収支決算書の記載について 収支決算書について、事務費における「一般管理費」の記載がなかった。</p>

対 象	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
監 査 の 範 囲	令和4年度社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会運営費補助金
実 施 日	令和5年11月2日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

令和5年11月実施 公の施設の指定管理に係る監査及び補助金交付団体監査結果

対 象	J M共同事業体
監 査 の 範 囲	令和4年度分多賀城市文化センターの指定管理業務
実 施 日	令和5年11月8日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし